

6 淡海子ども・若者プラン 用語集

No.	用語	ふりがな	解 説	ページ
	アルファベット			
1	SNS	えすえぬえす	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと	33
	あ行			
2	アセスメント	あせすめんと	援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。	97
3	遊べる・学べる淡海子ども食堂	あそべる・まなべるおうみこどもしよくどう	地域ぐるみで子どもを大事にする垣根のない居場所として、ご飯を食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだり等、子どもが安心してだれかとともに過ごすことができる場所を、地域の人々の思いと工夫でつくる事業。	80
4	一般事業主行動計画	いっばんじぎょうぬしこうどうけいかく	次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と家庭の両立等を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。	78
5	医療的ケア	いりょうてきけあ	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。	69
6	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶきょういしくすてむ	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神のおよび身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組みのこと。	58
7	淡海子育て応援団事業	おうみこそだておうえんだんじぎょう	子育て家庭が優遇されるサービスの提供や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く事業所に働きかけるとともに、賛同する事業所を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を紹介する事業。	56
8	おうみ通学路交通アドバイザー	おうみつうがくろこうつうあどばいざー	通学中の子どもを交通事故から守り、安全な通学路を確保するため、通学時間帯を中心とした保護誘導活動や通学路の点検などを実施し、通学路の危険箇所の改善のために活動。 地域の交通安全指導員、子ども安全リーダー、PTA役員、スクールガードなどの地域安全ボランティア等の中から、各警察署長の推薦に基づき、滋賀県教育委員会教育長、滋賀県土木交通部長、滋賀県警察本部交通部長の三者が委嘱。	76
9	近江の心	おうみのこころ	それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心 (主な教え) ○中江藤樹先生の教えである「良知(生まれながらにして持っている美しい心)」の心 ○糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にすること ○雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解すること ○近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心 ○琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にすること など	28
10	オレンジリボン	おれんじりぼん	平成16年(2004年)9月、栃木県小山市で起きた、2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止を目指して平成17年(2005年)からオレンジリボンによる啓発活動を始めた。現在では、この運動に対して厚生労働省も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっている。県では、「オレンジリボンをあなたの胸に」を合言葉に、企業、地域が参加する運動に取り組んでいる。	39
	か行			
11	家庭教育支援チーム	かていきょういしくえんちーむ	学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートする組織であり、身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供する。	57
12	家庭的保育事業	かていてきほいくじぎょう	市町等が行う研修を修了し、認定を受けた家庭的保育者が、自宅などの家庭的な雰囲気の中で少人数の乳幼児を保育する事業。家庭的保育者は「保育ママ」と呼ばれることもある。市町の認可事業。	72
13	キッズゾーン	きつざーん	散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲半径500メートルを目安として市町保育担当部局が設定する。	76

14	キャリア・パスポート	きやりあ・ぱすぽーと	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動およびホームルーム活動を中心として、各教科等と連携し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。	83
15	キャリア教育	きやりあきょういく	「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育」のこと。 本県においては、子どもたちが社会の変化に対応し生き抜く力や、社会の一員として自分の役割を果たしながらよりよく生きる力を身につけ、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育を進めている。	83
16	教育・保育施設	きょういく・ほいくしせつ	認定こども園、保育所、幼稚園	71
17	教育扶助	きょういくふじよ	生活保護の一つとして、小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給されるもの。	42
18	合計特殊出生率	ごうけいとくしゅしゅつしゅうりつ	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの	3
19	子育て世代包括支援センター	こそだてせだいほうかつしえんせんたー	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点	63
20	子育て短期支援事業(ショートステイ)	こそだてたんきしえんじぎょう(しょーとすてい)	保護者の病気や仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業。	67
21	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	こそだてたんきしえんじぎょう(とわいらいとすてい)	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、その子どもを児童養護施設等で預かる事業。	67
22	子ども家庭総合支援拠点	こどもかていそうごうしえんきよてん	市町が子どもや妊産婦の福祉に関する支援(実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整)を一体的に担うための機能を有する拠点。(児童福祉法第10条の2)	104
23	子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)	こども・こそだておうえんせんたー(こころんだいやる)	滋賀県子ども条例に基づき、平成18年6月に開設。子どもや子育てに関する電話相談(077-524-2030)を行っている。	90
24	子ども110番の家	こどもひゃくとうばんのいえ	子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。	76
25	子ども安全リーダー	こどもあんぜんりーだー	滋賀県独自に設置されている地域安全のためのボランティアのことで、教育や防犯関係者を中心に、小学校区ごとに約5名ずつ警察署長から委嘱されている。通学路/パトロールや不審者・車両に関する情報提供等を行う。	76
26	子ども家庭相談センター	こどもかていそうだんせんたー	非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う県の機関。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応の困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。	37
27	子ども権利ノート	こどもけんりのーと	児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されており、滋賀県においても、平成17年度(2005年度)に滋賀県児童養護施設協議会(現滋賀県児童福祉入所施設協議会)の協力を得て作成し、平成18年度(2006年度)から児童養護施設等の全ての子どもに配付している。	93

28	子どもの貧困率	こどものひんこんりつ	平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合のこと。	42
29	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	こみゆにてい・すくーる(がっこうんえいきょうぎかいせいど)	地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みのこと。教育委員会から任命された委員が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする。	106
	さ行			
30	里親	さとおや	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者。児童福祉法に基づく制度で、県が認定を行う。	37
31	産後ケア事業	さんごけあじぎょう	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。	63
32	産前・産後サポート事業	さんぜん・さんごさぽーとじぎょう	妊娠・出産・子育てに関する悩みに対して、支援者が悩みや不安を傾聴し、相談支援を行うもの。	63
33	産褥期	さんじょくき	分娩が終わってから、母体が回復して、妊娠前の状態に戻るまでの期間(通常、産後6～8週間)。	62
34	滋賀県基本構想	しがけんきほんこうそう	県政の最上位計画として、部門別の各種計画の基本となる将来ビジョン。現在の計画は、2019年度から2030年度までを計画期間としている。	2
35	滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会	しがけんこどもわかものしんぎかいじどうようごしせつとうのこどものけんりようごぶかい	年1回、児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う第三者(弁護士、臨床心理士、学識経験者等)により構成される滋賀県子ども若者審議会の部会。	93
36	滋賀県青年大会	しがけんせいねんたいかい	滋賀県内の青年が集い合い、スポーツや文化活動など日ごろの地域活動の成果を競い、発表することを通じて、相互理解と連帯を深め、もって豊かで住みよい地域社会づくりに寄与することを旨として開催される大会。	125
37	しがこども体験学校	しがこどもたいけんがっこう	「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、地域団体、NPO、企業等が、身近な自然や社会環境を活かして、子どもたちのために体験学習・体験活動のプログラムを提供する事業。	83
38	しがジョブパーク	しがじょぶぱーく	滋賀県および滋賀労働局が共同で設置した若年者就業支援機関。若者の就職を応援するため、就職面接会のほか、職業相談・履歴書添削・面接練習・セミナー開催等、相談から就職までの一貫したサービスをワンストップで提供。なお、令和2年度から就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)の支援も実施。	84
39	しが若者ミーティング	しがわかものみーていんぐ	若者による活動内容等の発表や、交流・意見交換等を通じて、若者が地域と関わり合いながら主体的に活動するための新たな気づきや新しく活動を始めるきっかけ作り、また参加者どうしの交流によるつながり作りなどを目的として開催する事業。	125
40	指定発達支援医療機関	していはったつしえんいりょうきかん	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。	38
41	児童家庭支援センター	じどうかていしえんせんたー	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的にを行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関。	105
42	児童自立支援施設	じどうじりつしえんしせつ	不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	38

43	児童心理司	じどうしんりし	子ども家庭相談センターに配置される心理の専門職員。子どもの福祉に関する事項の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行う。また、カウンセリングや遊戯療法などの心理療法を行い、課題の解決を支援する。	97
44	児童福祉司	じどうふくしし	子ども家庭相談センターに配置される任用資格を持った専門職員。子どもの福祉に関する事項について、子どもや保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、助言指導、施設入所などの支援を行う。	97
45	児童扶養手当	じどうふようてあて	父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母親または母親に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当。	47
46	児童養護施設	じどうようごしせつ	保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。	38
47	児童心理治療施設	じどうしんりちりょうしせつ	心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	38
48	社会的擁護	しゃかいてきようご	保護者がいない場合や虐待などで保護者に監護させることが不適当な場合などに、子どもを社会の責任で養育し、保護すること。児童養護施設や里親などによる養護を指すだけでなく、家庭で過ごすような子どもに対する地域の社会資源(保育所、学校等)による養護や支援も含めて広義に捉えている。	37
49	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会	しゃかいふくししんぎかいじどうふくしせんもんぶんごんかかいじどうそちしんさぶかい	知事(子ども家庭相談センター所長に権限委任)が、施設入所措置、措置解除、措置停止、措置変更等を行う際に、子どもや保護者の意向と一致しない場合や、知事が必要と認める場合、意見を聴かなければならないとされる第三者(医師、弁護士、学識経験者等)で構成される審議会の部会。	100
50	障害児入所施設	しょうがいじにゆうしよしせつ	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。	38
51	就学援助	しゅうがくえんじょ	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する学用品費、通学費等の援助。 なお、プランP42、43では援助対象者のうち、準要保護者(市町教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)を集計の対象としている。	42
52	周産期	しゅうさんき	出産前後の期間。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数である。	9
53	小規模保育事業	しょうきぼほいくじぎょう	市町を認可を受けて、19人以下の乳幼児を保育する事業。	72
54	少年サポートセンター	しょうねんさぽーとせんたー	少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っている。県内2か所に設置。	89
55	少年センター	しょうねんせんたー	青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っている。県内16か所に設置。	89
56	食育	しょくいく	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。	64
57	自立援助ホーム	じりつえんじょほーむ	義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者、またはその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。	101

58	新・放課後子ども総合プラン	しん・ほうかごこどもそうごうぶらん	平成26年に策定された「放課後子ども総合プラン」をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たなプラン。	67
59	自立支援教育訓練給付金	じりつしえんきょういくれんきゅうふきん	働いた経験がない人や雇用保険加入期間が1年未満の人を対象に、県または市が指定した職業能力開発講座を受講し、終了した場合、受講料の一部を支給する制度。	114
60	スーパーバイザー	すーぱーばいざー	児童福祉司およびその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う人。	103
61	スクールガード	すくーらがーど	児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。各小学校に登録されている。文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の要項によって初めて定義された。	75
62	スクールカウンセラー	すくーるかうんせらー	児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う公認心理師、臨床心理士、学校心理士等のこと。	106
63	スクールソーシャルワーカー	すくーそーしゃるわーかー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。	106
64	青少年育成県民運動	せいしょうねんいきせいけんみんうんどう	次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、昭和41年に結成された滋賀県青少年育成県民会議を中心に、県の施策と呼応し、青少年育成市町民会議をはじめ関係団体・機関と連携して、「たくましく 伸びよう 伸ばそう 湖国の子」をスローガンのもと行われている県民運動。	56
65	青少年立ち直り支援センター(あすくる)	せいしょうねんたちなおりしえんせんたー(あすくる)	少年センターのうち9センターに、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えたもの。	89
66	潜在保育士	せんざいほいくし	保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない者。	16
67	先天性代謝異常	せんてんせいだいしやいじょう	生まれつき特定の酵素に異常があつて起こる病気。	62
68	総合周産期母子医療センター	そうごうしゅうさんきぼしりょうせんたー	MFICU(母体・胎児集中治療管理室)を含む産科病棟およびNICU(新生児集中治療管理室)を含む新生児病棟を備え、母体および新生児搬送受入体制を有し、母体または胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療および高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設をいう。滋賀県では滋賀医科大学医学部附属病院と大津赤十字病院を指定している。	62
69	相対的貧困率	そうたいてきひんこんりつ	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値に満たない世帯の割合。	42
	た行			
70	待機児童	たいきじどう	保育の必要性の認定がされ、認定こども園や保育所等の利用申し込みがされているが利用していない児童、すなわち認定こども園や保育所への入所を待っている児童。	1
71	待機児童対策協議会	たいきじどうたいさくきょうぎかい	待機児童解消を促進するための方策として、都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であつて、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市町村等が協議する場。	70
72	地域安全マップ	ちいきあんぜんまっぷ	各地域において、子供たちが通学路等を点検し、「犯罪が起こりやすい場所」を地図に表したもの。同マップを作成し、犯罪の危険箇所を自ら認識することで、犯罪被害の機会を減らし、未然防止に役立てるもの。	76
73	地域学校協働活動	ちいきがっこうきょうどうかつどう	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動のこと。	106
74	地域子育て支援拠点	ちいきこそだてしえんきょてん	子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者と子どもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点。「つどいのひろば」や「子育て支援センター」がそれにあたる。	14

75	地域自立支援協議会	ちいきじりつしえんきょうぎかい	市町村:相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。 都道府県:都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場。	57
76	地域若者サポートステーション	ちいきわかものさぽーとすてーしょん	働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や御家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関。	84
77	特別支援教育	とくべつしえんきょういく	障害のある子どもたちを対象に、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導および必要な支援を行うもの。	58
な行				
78	ニート	にーと	ニート(NEET)とは、Not in Education, Employment or Training の略。厚生労働省の定義では、15~34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。	28
79	乳児院	にゅうじいん	乳児(特に必要な場合、幼児も含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	38
80	乳幼児突然死症候群	にゅうようじとつぜんししょうこうぐん	それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない、おおむね1歳未満の乳幼児に突然の死をもたらす症候群。SIDS (Sudden Infant Death Syndrome)。	65
81	認可外保育施設	にんかがいほいくしせつ	児童福祉法に基づき都道府県知事などの認可を受けていない保育施設	58
82	妊娠リスクスコア	にんしんりすくすこあ	出産に伴う合併症などのリスクを妊婦自身が自らチェックするもの。妊娠が判明した初期の段階にチェックする《初期 妊娠リスクスコア》と妊娠2週以降になってからチェックする《後半期 妊娠リスクスコア》がある。妊娠リスクスコアに応じて、リスクの程度は、低リスク、中リスク、ハイリスクと評価される。	61
83	認定こども園	にんていこどもえん	保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援を実施する機能をともに備え、認可・認定基準を満たす施設として、知事(中核市に存する幼保連携型認定こども園の認可は中核市が行う)から認可・認定を受けたものをいう。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四類型がある。	55
84	ネグレクト	ねぐれくと	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。	39
は行				
85	ハイリスク妊産婦	はいりすくにんさんぶ	「母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予測される妊娠」と定義されているように、単なる異常妊娠とは異なり、この根底には児の予後にも着目した予防的な概念が含まれる。	63
86	発達障害	はったつしょうがい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。	9
87	ひとり親家庭福祉推進員	ひとりおやかていふくしすいしんいん	母子自立支援員の協力者として、地域のひとり親家庭等の相談援助や情報提供を行う者。	50
88	ファミリー・サポート・センター	ふぁみりー・さぽーと・せんたー	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。	65
89	ファミリーホーム	ふぁみりーほーむ	児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。里親や児童養護施設等で子どもの養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、複数の子どもを養育する事業。	38
90	フィルタリング	ふいるたりんぐ	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。	33
91	フォスタリング業務	ふおすたりんぐぎょうむ	里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援等の里親支援を包括的に実施する業務。	98

92	福祉行政報告例	ふくしぎょうせいほうこくれい	国および地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料とするため、社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市および中核市における行政の実態を数量的に把握するもの。	14
93	フレックスタイム	ふれつくすたいむ	一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業および就業の時刻を選択して働く制度。	20
94	保育所保育指針	ほいくしょほいくしん	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらいおよび内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。	70
95	保育士・保育所支援センター	ほいくし・ほいくしよえんせんたー	保育士養成校卒業者の県内保育所・認定こども園等への就職促進、潜在保育士の就職支援や、保育所・認定こども園等に勤務する保育士の就労継続をサポートする機関。	73
96	放課後児童クラブ	ほうかごじどうくらぶ	保護者が、労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。「学童保育」と呼ばれることもある。	9
97	放課後等デイサービス	ほうかごとうでいさーびす	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。	57
98	ホームフレンド	ほーむふれんど	ひとり親家庭の児童の家庭において、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等。	109
99	母子・父子自立支援員	ぼし・ふしじりつしえんいん	母子家庭等に対して、自立に必要な情報提供を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行う者。	111
100	母子家庭等就業・自立支援センター	ぼしかていとうしゅうぎょう・じりつしえんせんたー	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行っている。	114
101	母子父子寡婦福祉資金	ぼしふしかふふくしきん	20歳未満の子どもを養育している母子家庭や寡婦に、低利又は無利子で各種資金を貸し付けし、母子(寡婦)家庭の生活の安定と自立を助けることを目的としている制度。資金には、子どもの進学のためのもの、母親が技能や資格を得るためのもの、その他、生活に関する様々な資金がある。	115
ま行				
102	マス・スクリーニング	ます・すくりにんぐ	日本では、新生児に対し、先天性代謝異常等検査を行っており、この検査を指す。マス・スクリーニングとは、病気の症状が出た人、つまり患者を対象にして医療を開始するのではなく、全ての対象に対してその病気であるかどうかをチェックすることをいう。	62
103	マタニティマーク	またにていまーく	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を記載したポスターなどを掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進している。	61
104	森のようちえん	もりのようちえん	自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。本県においては、その中でも保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体を指す場合が多い。	74
や行				
105	ユニバーサルデザイン	ゆにばーさるでざいん	建物や製品、サービスや社会の仕組みなどを、年齢や性別、言葉の理解度、障害や病気のあるなしなどにかかわらず、誰もがどのような状態でも、利用しやすいようにしていくこと。	77
106	夢の手帖	ゆめのてちょう	県内の小・中学校、高等学校において、児童生徒の発達の段階を踏まえながら、系統的なキャリア教育が効果的に推進できるよう、社会的・職業的自立に向けて基盤となる必要な能力や態度の育成の一助となるワークシート。	83
107	養育費	よういくひ	子どもを監護・教育するために必要な費用。一般的に言えば、未成年者(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが含まれる。	47
108	幼児教育・保育の無償化	ようじきょういく・ほいくのむしょうか	令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されたもの。(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象)	1
109	幼児教育類似施設	ようじきょういくるいじしせつ	幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている施設。	74
110	幼稚園教育要領	ようちえんきょういくようりょう	公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるもの。	70

111	要保護児童対策地域協議会	ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい	福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。(児童福祉法第25条の2)	63
112	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	ようほれんけいがたにんていこどもえんきょうい く・ほいくようりょう	幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項を定めたもの。	70
	わ行			
113	ワーク・ライフ・バランス	わーく・らいふ・ばらんす	仕事と生活の調和	20